

# 認定日本語教育機関の認定基準の 要件緩和について

北海道江別市

# 1 当市の状況

## (1) 背景

市内在住の外国人について、在留資格「技能実習」(※1)を持つ外国人が、本年4月時点で233名、在留資格「特定技能1号」(※2)は147名で、合わせると380名にのぼる。また、在留資格「技術・人文知識・国際業務」(※3)は113名と多いことも特徴で、市内在住外国人全体では41カ国・地域、1,000名と増加・多国籍化している。

外国人増加の背景には、技能実習制度が技能等の移転という国際貢献を目的としているものの、受け入れ団体(企業)としては労働力確保の手段とせざるを得ない実態がある。また、核となる企業の取引先企業の立地が進み、国際業務を行う外国人が増えていることも考えられる。これらは市内企業の事業拡大のために必要な人材であり、今後の増加も見込まれる。

一方、その生活に目を向けると、地域社会に点在する外国人に対する国際理解が進んでいないこと、在留資格「技能実習」や「特定技能1号」においては精神面での支えともなる家族の帯同が認められていないこと、在留資格「技術・人文知識・国際業務」には家族の帯同が認められているものの、地域とのコミュニケーションが不足していること等により、生活に必要なルールを含め、地域社会に馴染めないでいる状況が見受けられ、災害時等には情報の伝達が困難であることも想定されるような状況にある。

※1 技能実習…日本の技能・技術・知識などを習得するために日本に在留する外国人技能実習生の在留資格。外国人は、母国(発展途上国)の経済を発展させるために来日して、技能や技術を習得し持ち帰る。技能実習生は、来日して1年目から労働者として雇用契約した日本企業で、講習や実習を行う。

※2 特定技能1号…特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格。

※3 技術・人文知識・国際業務…海外の「ワーキングビザ」に相当する在留資格(ビザ)。外国人材が来日して働くことで、外国人労働者が保有している専門的な知識や技術を日本へ還元することが目的の在留資格。

## (2) 江別市に居住している外国人の人数の推移

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	418	430	507	601	695	713	693	832	916	1000

※各年10月1日現在(令和6年のみ4月1日現在)

## (2) 江別市国際交流推進協議会が実施している日本語教室

### 【江別市国際交流推進協議会とは】

江別市内で国際交流に関係している各種団体で組織・運営している団体であり、江別市の国際交流に関する情報の発信と市民の国際交流の場として、国際交流イベントの開催や、「にほんご教室」をはじめとする語学講座などを開講している。

「にほんご教室」の実施に対し、市では補助金や講師謝礼等の支援を行っている。

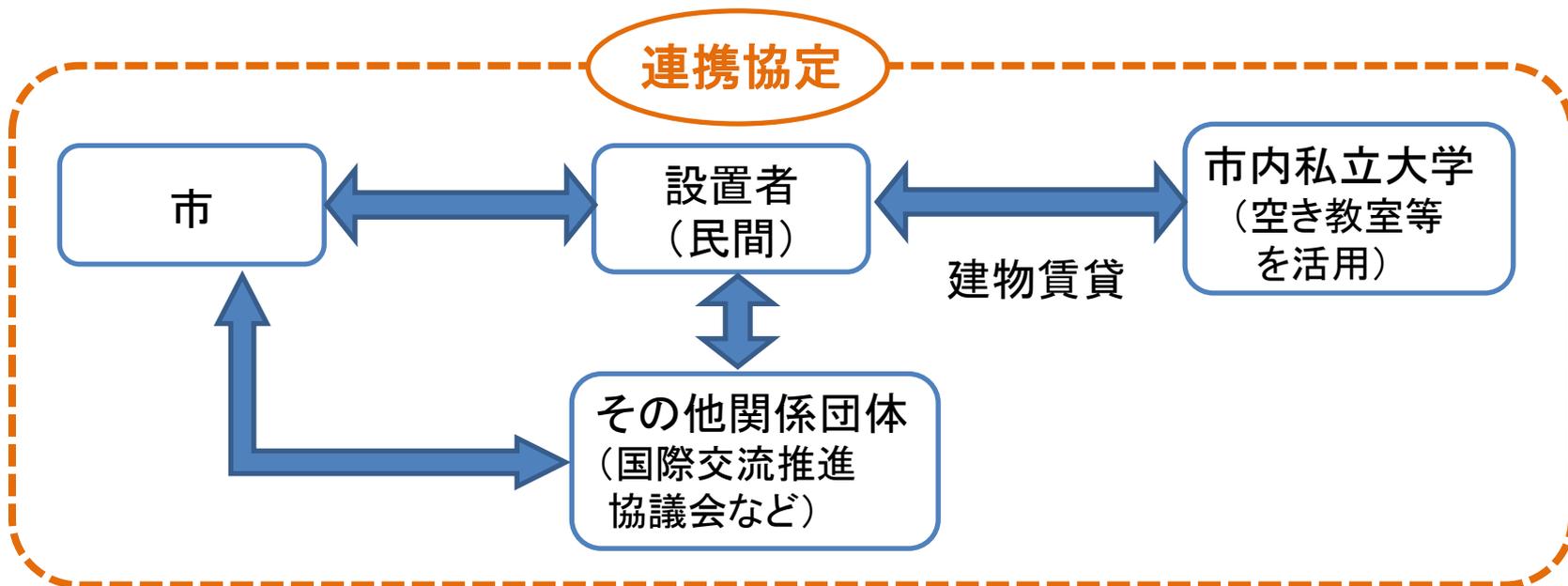
事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本語教室	・初級、初中級、会話の3段階に分けて、4月から3月まで、それぞれ週1回、通年で実施。(実施時間は夜間) ・教室の中で、受講者や講師などが参加する交流会なども実施している。		
参加人数	延べ283人	延べ188人	延べ348人

企業等(食品製造業・農業関係者等)における人材不足から、今後も技能実習生や留学生など外国人が増加していくことが見込まれる。

## 2 認定日本語教育機関の認定基準の要件緩和

### (1) 概要

当市の小中学校の校舎において、認定日本語教育機関を設置できる空き教室がないため、市と連携協定を締結する設置者が、自己所有ではない土地・建物(既存の市内私立大学の空き教室等)を校地・校舎として活用し、留学のための課程を置く場合に、認定日本語教育機関の認定を受けることができるようにする。



○ 連携協定の具体的な内容については検討中。

20年間の事業継続を担保するための具体的な方法、校舎の継続使用、その他設置・運営に係る包括的な内容(江別市国際交流推進協議会との連携など)を想定している。

## (2)要件の緩和について

認定日本語教育機関の設置者が校地・校舎の半分以上を自己所有していない場合であっても、市が設置者等と連携協定等を締結するなど、何らかの連携関係を構築し、事業の安定化を図ることをもって、認定日本語教育機関の設置が可能となるよう、要件を緩和願いたい。

### 認定日本語教育機関の認定基準



#### Ⅲ. 施設及び設備

○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。(認定基準第11条)

- ✓ 校地及び校舎の位置及び環境については、同じ建物又は近接する建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであることを確認することとする。また、校舎は、日本語教育の適正・効果的な実施のため、授業を行う建物として社会通念上必要と考えられる構造や耐震性等を備えるものであることを確認することとする。

○校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のいずれかに相当するものであること。(認定基準第12条、告示第1条)

- ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
- ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
- ③専修学校、各種学校であること
- ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること

- ✓ 校地や校舎の自己所有の例外のうち、教育機関を10年以上運営する者について、賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないことの原因、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする。